

事務連絡
令和2年4月8日

各
〔都道府県
保健所設置市
特別区〕
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について（情報提供）

新型コロナウイルス感染症については、令和2年4月7日に緊急事態宣言が行われ、感染拡大の防止に向けた取組が全国的に更に進められているところです。

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）に基づく狂犬病の予防注射については、法第5条及び狂犬病予防法施行規則（昭和28年厚生省令第52号）第11条の規定に基づき、犬の所有者は、所有する犬について毎年4月1日から6月30日までの期間に予防注射を受けることとされているところですが、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大状況等を踏まえ、感染症のまん延防止の観点から、当該予防注射の時期について、本年7月以降に受けることも差し支えないこととする方向で検討を進めておりますので、事前に御連絡いたします。

都道府県等におかれましては、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況等を踏まえ、当該予防注射の実施時期に基づき犬の所有者が外出する機会が増えることのないよう柔軟に検討いただきますよう、管内の市区町村を含む関係者に周知方よろしく申し上げます。また、市区町村で実施する集合注射の実施の可否についても、各地域での発生状況等を踏まえ柔軟に検討いただくとともに、実施する場合は、参加者の感染リスクを高めることがないよう感染防御対策を徹底いただくようよろしく申し上げます。

なお、同内容の事務連絡につきましては公益社団法人日本獣医師会にも送付しておりますので併せて御連絡します。